

一般社団法人日本生活支援工学会 代議員選出規程

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条

この規程は、日本生活支援工学会(以下本会という)定款第 7 条に定めた代議員(以下社員という)の選出を公正に行うことを目的とするものである。

第 2 章 規程の範囲

(規程の範囲)

第 2 条

この規程は、代議員選出において適用する。

第 3 章 代議員の選出

(選出)

第 3 条

代議員は、正会員による選挙によって選出される。

(定員)

第 4 条

代議員の定員については、本会定款第 7 条にて定めた通りとする。

2.

代議員選挙は、本会定款第 7 条に定める範囲内で、理事会で決定した代議員数について実施する。

(代議員選挙の実施)

第 5 条

代議員選挙は選挙管理委員会にて実施する。

(公示)

第6条

本会代議員選挙における必要事項を全会員に周知させるため、選挙投票開始の1カ月前までに選挙管理委員会により公示を行う。

2.

公示方法は、正会員宛文書もしくは電子メールでの通知、本会ホームページ上への公開などによって行う。

3.

公示内容は次の通りとする。

- (1) 選挙を実施する定数
- (2) 立候補の要件並びに必要提出書類
- (3) 立候補受付期間
- (4) 選挙・投票方法
- (5) 投票期間
- (6) 選挙結果の広報方法
- (7) 代議員の任期

(代議員候補者の資格)

第7条

代議員選挙における候補者は、本会正会員でなければならない。

(代議員の立候補)

第8条

立候補する場合は、所定の立候補届を指定された期日までに、選挙管理委員会に提出しなければならない。

2.

代議員選挙の立候補者は、選挙管理委員を兼ねてはならない。

(立候補の辞退)

第9条

立候補届出後に辞退する場合は、指定された期日までに、候補者本人が署名した立候補辞退届を、選挙管理委員会に提出しなければならない。

第4章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置)

第10条

代議員の選出を公正かつ迅速に行うため、選挙管理委員会を設置し、代議員選出に関する諸業務を行う。

(選挙管理委員会の構成)

第11条

選挙管理委員会は、委員長1名、委員若干名を以て構成する。

2.

選挙管理委員長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、委員長の指名により委員を選出する。

3.

本会代表理事は、選挙管理委員と兼務することができない。

(選挙管理委員会の任期)

第12条

選挙管理委員会の任期は、委員会が発足してから選挙実施年の年次総会までとする。

(選挙管理委員会の業務)

第13条

選挙管理委員会は、次の業務を執行する。

- (1) 代議員選挙の告知
- (2) 代議員の立候補に関する届出の受付と審査
- (3) 選挙・投票方法の決定
- (4) 選挙結果の広報と年次総会での報告

(投票及び当選者の決定)

第14条

投票は、選挙期日期間内に選挙管理委員会へ送付する。この場合、選任する数は選任する定数以内でなければならない。

2.

疑義のある投票の判定は、委員長に一任する。

3.

開票の結果、選任投票数の多いものから定員の上限まで当選者とする。同得票数で上限に達した場合は、抽選により当選者を決定する。但し、立候補者が定員を超えない場合は、信任投票とし、有効投票数のうち過半数の信任を得た者を当選者とする。

(選挙結果の報告義務)

第 15 条

選挙管理委員会は代議員選挙終了後、本会会報や本会総会にてその結果を報告しなければならない。

第 5 章 雑則

(代議員選出時に使用した各種書類の保管と管理)

第 16 条

本規程で定めた各種用紙の保管と管理は、本会事務局にて行う。

2.

候補者等の個人情報は、本会個人情報保護宣言に基づいて厳重に管理する。

(規程の改廃)

第 17 条

本規程の改廃は、理事会での承認を要するものとする。

付則

本規程は、平成 29 年 12 月 21 日より施行する。

付則

本規定の改定は、令和元年 9 月 12 日より適用する。